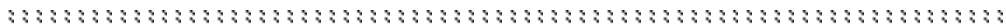




令和 2 年 第 3 回  
本別町議会臨時会会議録



自 令和 2 年 5 月 1 5 日  
至 令和 2 年 5 月 1 5 日

本 別 町 議 会

## 令和2年本別町議会第3回臨時会会議録

令和2年5月15日（金曜日） 午前10時00分開会

### ○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算(第2回)〕
日程第 6	議案第35号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 7	議案第36号	令和2年度本別町一般会計補正予算(第3回)について
日程第 8	議案第37号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
日程第 9	議案第38号	本別町税条例の一部改正について
日程第10	議案第39号	本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第40号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について
日程第12	発議第 2号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について
日程第13	発議第 3号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について
日程第14	発議第 4号	本別町選挙公報発行条例の制定について
日程第15	同意第 1号	固定資産評価員選任について同意を求める件

### ○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期決定の件
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	承認第 2号	専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算(第2回)〕
日程第 6	議案第35号	本別町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 7	議案第36号	令和2年度本別町一般会計補正予算(第3回)について
日程第 8	議案第37号	令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)について
日程第 9	議案第38号	本別町税条例の一部改正について
日程第10	議案第39号	本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 1 1	議案第 4 0 号	特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について
日程第 1 2	発議第 2 号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について
(日程第 1 3	発議第 3 号	議員報酬の減額支給に関する条例の制定について)
日程第 1 4	発議第 4 号	本別町選挙公報発行条例の制定について
日程第 1 5	同意第 1 号	固定資産評価員選任について同意を求める件

---

○出席議員 (12名)

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		6 番	大 住 啓 一
	7 番	山 西 二三夫		8 番	黒 山 久 男
	9 番	方 川 一 郎		1 0 番	阿 保 静 夫

---

○欠席議員 (0名)

---

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
住 民 課 長	久 司 広 志	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
総 務 課 主 査	石 川 雅 康	教 育 長	佐々木 基 裕
教 育 次 長	阿 部 秀 幸	代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋

---

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	三 品 正 哉	総 務 担 当 主 査	越 後 忠
---------	---------	-------------	-------

開会宣告（午前10時00分）

---

◎開会宣告

- 議長（高橋利勝） ただいまから、令和2年第3回本別町議会臨時会を開会します。
- 

◎開議宣告

- 議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、阿保静夫議員及び梅村智秀議員を指名します。

---

◎日程第2 会期決定の件

- 議長（高橋利勝） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋利勝） 日程第3 諸般の報告を行ないます。

報告第3号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて報告を求めます。

藤野病院事務長。

- 病院事務長（藤野和幸） 報告第3号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により報告いたします。

本事故は令和2年1月9日午後0時50分頃、当院の公用車両トヨタ、プリウス、帯広〇〇〇〇〇〇〇〇が、帯広市東6条南9丁目20番地先路上において、医師の送迎のため東進中、対向車線を西進してきた車両、旭川〇〇〇〇〇〇〇〇〇が信号機及び一時停止のない交差点で突然右折したため、当院車両の前面が相手方車両の左側面に衝突した事故について、民法第695条の規定に基づき、下記のとおり和解し損害賠償額を定めるものであります。

- 1、和解の相手方ではありますが、氏名は、日本キャタピラー合同会社です。

2、和解の要旨。本件の車両事故にかかる損害賠償額一金7万2,917円を、本別町がトカチックス株式会社に支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましては、町村有自動車損害共済金により賄われます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

報告第4号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、報告を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 報告第4号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1回）について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により、報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したもので、収入では、第1款病院事業収益、第2項医業外収益を81万4,000円増額補正し、収益の総額を11億1,591万9,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を81万4,000円増額補正し、費用の総額を12億4,435万9,000円とするものです。

続きまして、3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。内容は、収入では、ただいま報告いたしました交通事故にかかる町村有自動車損害共済金と損害賠償金の受け入れ、支出では当院車両の修繕費と相手方への賠償金でございます。

上段の収入、1款病院事業収益、2項医業外収益、6目その他医業外収益、4節雑収入81万4,000円の増額は、町村有自動車損害共済金22万1千円と和解相手方からの損害賠償金として59万3,000円を受け入れたものであります。

下段の支出、1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費、11節修繕費74万1,000円は当院車両の修理費、19節雑費7万3,000円は相手方への賠償金です。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

報告第5号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、報告を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 報告第5号専決処分報告、公用車両の交通事故に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

本事故は、先ほど御説明いたしました車両事故の直後に対向車両が釧路方面公安委員会の所有する道路標識に衝突し道路標識の支柱が破損した車両事故について、民法第695

条の規定に基づき、下記のとおり和解し損害賠償額を定めるものであります。

1、和解の相手方ではありますが、氏名は帯広警察署長です。

2、和解の要旨。本件の車両事故にかかる損害賠償額一金2万1,582円を本別町が株式会社ニシダに支払うものとする内容であります。

なお、この損害賠償額につきましても、町村有自動車損害共済金により賄われることとなります。

今後はこの様な事故を起こさないよう、交通安全により一層注意を払いながら職務を遂行してまいります。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みとします。

報告第6号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、報告を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 報告第6号専決処分報告、令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2回）について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したもので、収入では、第1款病院事業収益、第2項医業外収益を2万2,000円増額補正し、収益の総額を11億1,594万1,000円とするものです。内容は、ただいま報告いたしました交通事故にかかる町村有自動車損害共済金を受け入れたものでございます。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を2万2,000円増額補正し、費用の総額を12億4,438万1,000円とし、損害賠償金として支払うものであります。

2ページ以降の補正予算実施計画及び補正予算説明書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、専決処分報告といたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

次に、監査委員から令和2年3月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第4 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 新型コロナウイルス感染症対策及び特別定額給付金事業の取

り組みについて、報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策及び特別定額給付金事業の取り組みについてですが、この新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年2月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置をし、対応策の協議、情報共有を図り、役場庁舎における感染予防対策、感染予防の資機材の整備をはじめ、学校、児童福祉施設及び社会教育施設、町国保病院等における対応、町内介護、医療機関へのマスクの提供、高齢者への電話健康相談の実施などに努めてまいりました。

5月4日に緊急事態宣言が出されまして、5月31日まで延長することが決定されたところであります。小中学校は5月31日まで休校となりますが、5月18日から段階的に分散登校を実施する予定であります。

中央公民館、体育館等の社会教育及び体育施設は5月31日まで休館となりますが、図書館は5月11日より予約来館による、限定の貸し出しを実施しております。

町のホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関するお知らせにより、各種支援策、本別公園の開園予定をはじめ、各施設の対応など関連情報について随時更新を行なっております。

今後も引き続き、政府による新型コロナ対策の基本的対処方針に基づき、取り組みを進めますとともに、情報提供に努めてまいります。

次に、特別定額給付金事業についてであります。令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染の拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ確実に家計への支援を行なうこととされたところであります。

給付の対象となられる方は、基準日が令和2年4月27日におきまして、住民基本台帳に記載されている方で、受給者は世帯主の方となります。給付額は給付対象者お1人につきまして10万円で、原則として申請者の本人名義の銀行口座へ振り込みとなります。

申請の受け付けは、感染防止の観点から郵送申請方式及びオンライン申請方式を基本といたしますが、5月12日から5月17日までは本別町体育館大ホールで、5月18日から5月29日までは本別町体育館の研修室で、6月1日からは役場1階の窓口で申請書の受付を行なうほか、仙美里及び勇足出張所の窓口でも申請書の受付窓口を設置しております。

なお、申請期間は5月12日から8月11日までを予定しておりまして、周知に際しましては、広報ほんべつ5月号に給付金の案内チラシを折り込み、くらしの情報誌かけはし5月15日号に詳細を掲載しております。

今後も、町ホームページ、同報無線、くらしの情報誌かけはしなどによりまして、周知を努めてまいりたいというふうに思います。議員各位の御理解、また御協力もよろしくお願いを申し上げます。

以上、第3回の臨時会の行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

---

◎日程第5 承認第2号

○議長（高橋利勝） 日程第5 承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算(第2回)〕についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 承認第2号専決処分の承認を求める件について御説明を申し上げます。

令和2年度本別町一般会計補正予算第2回について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和2年4月20日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行なう特別定額給付金の実施が決定されたところであります。

特別定額給付金は、給付対象者お1人につき10万円を給付するものでありますが、町民の皆さまに迅速に給付金を支給できるよう、申請書発送等の事務経費の補正を行なう必要が生じたことによるもので、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ479万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,338万5,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

3ページ、4ページをお開き下さい。

下段の2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、18目特別定額給付金給付事業費、1節報酬35万1,000円の増額補正、2つ下にあります4節共済費5万4,000円の増額補正、次の8節旅費、費用弁償4,000円の増額補正は、会計年度任用職員2名の5月分の報酬等を補正するものであります。

3節職員手当等25万円の増額補正は、申請書発送業務等による職員の時間外勤務手当を計上するものです。

10節需用費中、消耗品費各種事業用102万3,000円の増額補正は、特別定額給付金給付事務に要する電子複写機MG料、コピー用紙、印刷機インク、待合用椅子等の購入によるものであります。

その下、印刷製本費、諸用紙21万5,000円の増額補正は、特別定額給付金用の申請書の発送、返信及び決定通知書発送用の封筒を作成するものであります。

次の、11節役務費中、通信運搬費、郵便料60万5,000円の増額補正は、申請書の



発送及び返信用の郵便料を計上し、その下、電話料7,000円及び電話架設料9万7,000円の増額補正は、本別町体育館で申請受付窓口を開設するために臨時電話を敷設することによるものであります。

次の12節委託料194万円の増額補正は、申請書作成から発送業務、申請の受付から決定業務に係るシステムを構築するものであります。

次の13節使用料及び賃借料21万7,000円の増額補正は、給付金申請の受付業務に係るパソコン10台、書類裁断機1台の5月分のリース料金であります。

上段の1、歳入ですが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金479万5,000円の増額補正は、歳出で計上しております特別定額給付金事業に要する事務経費に対する補助金で、補助率は10分の10であります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第2回）の専決処分報告とさせていただきます。御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それではお伺いをいたします。

まず歳出の中で、各節で事務全般に関わる計上がございますが、いわゆるこの体制とか人員で十分かどうかという点についてが、まず1点目でございます。事務体制が十分かという点でございます。

2点目でございますけれども、すでに申請の受付が始まっているというところで、現時点での状況、申請の状況等について把握がございましたら、お答えをいただきたい。

以上、2点お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 梅村議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の事務体制十分であるかという御質問でございますけれども、今回の特別定額給付金の給付事務に当たりましては、特別定額給付金グループを設置をいたしまして、総務課、企画振興課、住民課、保健福祉課、出納室、この5部局で設置をいたしまして、事務局も企画振興課の職員、教育委員会の職員を配置をしながら進めてまいりました。

実際、例えば申請書の送付に当たる際、封筒に案内書、給付申請書を詰めていく作業ですとか、あるいは日々申請の受付を受けて、それをシステムに入力する事務等、やはり膨大は事務量がございます。

その際には、企画振興課ですとか総務課あるいは今回グループを編成している課に応援を要請いたしまして、そういった中で事務を今、取り進めております。

今、現時点ではそういった体制を取りながら、十分な事務体制で当初の予定どおり進めているところでございます。

給付金の関係でございますけれども、現時点での申請状況含めてでございます。5月1

4日現在の状況となります。まず、窓口の受付の件数でございますが、本別町体育館会場で受け付けているのが、5月12日から14日までの3日間で262件。勇足、仙美里出張所で受けておりますのが、この3日間で29件。ですから窓口で受け付けた件数が会場と出張所合わせて291件になります。郵送で申請書を送付いただいている件数ですが、3日間で1,346件になります。あと、オンライン申請をいただいている方が3日間で22件。合計いたしまして、この3日間で1,659件の申請を受け付けております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいま御答弁いただいた中で、申請状況の中でオンライン申請については22件あるというところでございます。

こちら12日から開始がしたというところでございますが、12日の午前中の時点でもうすでにオンライン申請の手続きがされていなかったという事実がございます、私のほうで御指摘申し上げたところ、所管課のほうで対応して、午前の11時半過ぎくらいに対応が済みましたという御連絡もいただいたところでございます。

御答弁の中で十分な体制だということもありますし、5部局で連携をしてというところの御答弁もあったところでございますが、その理由というものが、いわゆるその切り替えする操作を忘れていた、失念していたというところでございます。些末なことと言えば些末なことかもしれないのですが、3日間でこれだけの申請が上がってくるような事案に臨むにあたって、本当にその十分な体制とかコンセンサスが図れていたのかという点について、疑問を抱くものですから、改めてその事実とその辺の対策、今後の部分に向けてお聞かせをいただきたいという点でございます。

あと、3日間で本町においても相当数の申請があったというところが御答弁の中からはわかったところでございます。ということは期限の8月11日までであるにも関わらず、この3日間で1,659件もの申請があったというところは、町民の関心も高く、またその求めも大きいというところが伺えるところでございます。果たして本町といたしまして、この状況を踏まえて、この給付金で十分というふうにお考えかどうか、この状況を踏まえて、まだまだ新たな対策というものを練らなければいけないとかっていうところは、現時点でお考えとして持たれたのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

梅村議員、御質問にありましたとおり、オンライン申請の関係で御心配、御迷惑をおかけしましたことをこの場をお借りしまして、お詫び申し上げたいと思います。

今後についての懸念ということでございますけれども、当然初めての業務でもありまして、初めての対応ということでございますので、それぞれ予測可能な限りそういったことが遅滞なく、あるいは遅れることなく進めてまいりたい、その部分につきましては先ほど総務課長からも答弁がありましたとおり、5課連携してやっている関係もありますので、しっ

かり人員足りないときは相互に補いながら対応してまいりたいと思いますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、国が定めました特別定額給付金お1人10万円というのを町として今、迅速に対  
応できるよう取り組んでいるところがございますけども、この状況を踏まえて、この給付  
金でいいのかという趣旨だと思っておりますけども、やはり現状を踏まえまして、今やれること  
を今精一杯やっております。十分かどうかというのは現状の中で判断できるものはないと  
いうふうに考えておりますので、今後コロナ対策本部もございまして、そういった中で  
いろいろな情報収集等図りながら必要とあれば、そういったものも協議の一つになるのか  
なと思っておりますが、現時点では今1人10万円の給付金を迅速に給付できるよう努めてまい  
りたいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予算  
（第2回）〕についてを採決します。

お諮りします。

本案は報告のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号専決処分の承認を求める件〔令和2年度本別町一般会計補正予  
算（第2回）〕については、報告のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第6 議案第35号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第35号本別町国民健康保険条例の一部改正につい  
てを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第35号本別町国民健康保険条例の一部改正について提案  
理由を御説明いたします。

国では、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者、被用者とは給与の支払い受けて  
いる方を言います、の収入減少に対する緊急経済対策の一環として、国民健康保険及び後

期高齢者医療における傷病手当の支給に対し、特別調整交付金により全額財政支援するとされているところがございます。

感染拡大を防止するため、感染が疑われる場合も含めて、国民健康保険加入者の被用者が感染した場合に会社等を休みやすい環境を整備するため、改正を行なうものでございます。

傷病手当の支給要件は、新型コロナウイルス感染症の療養のため4日以上仕事を休んでいること、休んだ期間について給与がもらえない場合に、日数に応じて手当を支給するものでございます。

支給となる対象期間は、令和2年1月1日から9月30日の間で、入院が継続するときには最長で1年6カ月までとなっております。

それでは、改正条例を朗読し説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険条例、昭和34年条例第3号の一部を次のように改正する。

附則第2項に見出しとして、本別町国民健康保険条例の廃止を付し、附則に次の6項を加える。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金。

第3項、給与等、所得税法、昭和40年法律第33号第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与、健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。を除く。以下同じ。の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき、新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年法律第31号、附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

第4項、傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額、その金額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。の3分の2に相当する金額、その金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。とする。

ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

第5項、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整。

第6項、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第4項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7項、前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

第8項、前項の規定により本町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附則。

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の本別町国民健康保険条例附則第3項から第8項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 厚労省のほうから3月24日付で各都道府県に降りた中身だというふうに理解しているところですが、今説明の中で一つ伺いたいのは、例えば農業の専従者、ほかの職業でも専従者ということになっていてる方もいらっしゃるのかなというふうに思うのですが、専従者はここに言っている被用者に当たるのかどうか、まず第1点です。

それから、被用者であるということが前提になっている中身ですから、雇っている側、農業で言えば世帯主というか申告者というか、その方ですね。そういう方はこの中で条文読む限りは該当しないようなのですが、その辺の確認もしたいということと、今の部分については、3月の道議会や3月26日の参議院の厚生労働委員会でも自治体の判断に任せる趣旨の答弁はあったのですが、それはなかなか公になってこない部分だったというふうに思うのですが、自治体の一定の判断でその辺のことは今言ったように、被用者以外の部分についても、どうなのだという質疑に対してそのように国や道の担当が答えているという状況があるのですが、その辺についての受け止めなんかがあれば伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 久司住民課長。

○住民課長（久司広志） まず1点目の専従者の関係でございます。

一応国のQアンドAでも確認を取っているのですが、該当になるということで確認を取ってございます。

また、2点目の世帯主の方、個人事業者という方になるかなと思いますが、今回の中には該当しないという形になってございます。

3点目の市町村での判断、国の見解等の関係でございます。今回のこの手当金の目的趣旨については、要は給与を貰っている方が休みやすい環境づくりということの中で、一応厚労省のほうの見解の中でも、例えば農業の方、商店街の方については他の特別救済措置があるという部分から、今回はその給与ってことで示されている部分があるのですが、それを受けて今回町のほうでも、給与等を対象とした方ということで条例のほうをあげてございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号本別町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第7 議案第36号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第36号令和2年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第36号令和2年度本別町一般会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、特別定額給付金給付事業費及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、学校給食共同調理場の冷凍室修繕に要する経費の追加によるものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億9,154万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,493万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、3節職員手当等20万円の増額補正は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当を計上するものであります。

下段の18目特別定額給付金給付事業費、1節報酬174万8,000円、3節職員手当等中、会計年度任用職員11万8,000円、4節共済費26万5,000円、8節旅費、費用弁償2万円の増額補正は、会計年度任用職員2名分の報酬等を補正するものであります。

3節職員手当等中、一般職72万8,000円の増額補正は、職員の時間外勤務手当50万円、管理職員特別勤務手当22万8,000円を補正するものであります。

10節需用費中、消耗品費、各種事業用81万1,000円の増額補正は、給付事務に要する申請書等のファイリング用品、印刷機のインク等を購入するものであります。

その下、11節役務費、通信運搬費、郵便料30万3,000円の増額補正は、給付金決定通知書の発送に要するもので、4つ下にあります、口座振替手数料44万8,000円の増額補正は、特別定額給付金の口座振り込みに要する手数料であります。

一番下にございます、18節負担金補助及び交付金6億7,960万円の増額補正は、特別定額給付金一人あたり10万円について、基準日における給付対象者6,796名分を計上するものであります。

下段の3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費4万9,000円の増額補正、その下の11節役務費9万8,000円の増額補正は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に係る消耗品、郵便料、口座振替手数料等を計上するものであります。

その下、18節負担金補助及び交付金563万円の増額補正は、子育て世帯への臨時特別給付金、対象児童一人あたり10,000円を563名分計上するものであります。

7ページ、8ページをお開きください。

10款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、10節需用費、修繕料、機械器具32万3,000円の増額補正は、冷凍室の屋外冷却機の熱交換器を交換修繕するものであります。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、10款1項1目1節地方交付税32万3,000円の増額補正は、学校給食共同調理場の冷凍室修繕費の財源を調整するものであります。

下段の14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務費補助金6億8,524万8,000円の増額補正は、特別定額給付金給付事業に要する事業費、給付金6,796名分及び事務費に係る補助金で、補助率は10分の10であります。

次の2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金597万7,000円の増額補正は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業に要する事務費及び事業費、給付金563名分に係る補助金で、補助率は10分の10であります。

以上、令和2年度本別町一般会計補正予算（第3回）の提案説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは5ページ、6ページ、歳出お伺いをいたします。

3款民生費、18節の負担金補助及び交付金、補助金の子育て世帯への臨時特別給付金563万円でございます。

御説明いただいたとおりだということは理解してございますが、児童数が563というところでございますが、世帯数について把握されていられれば世帯数。

2番目のお伺いですが、本町における支給時期の見込みについて、あればお伺いをいたします。

3番目でございますが、現時点において、本町においては独自の対策として商工業者へのものにとどまっているというところがございますが、こうした国の動き等を鑑みて本町において独自の対策を講じるべきだというような議論があるのか否か。この提案に際して、そうした議論に至っているのかどうか。現時点について、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 3点御質問をいただきました。

まず1点目、世帯数につきましては331件を想定しております。

次、支給予定日なのですが、児童手当は毎年度6月、10月、2月が支給日になっております。今回6月10日に合わせるべく、準備を進めております。

3点目であります。議員の質問の中には、独自事業で本別町が考えているものがあるかということだと思います。この間、コロナの期間中、学校の休業等に合わせまして、私の所管で持っております、学童、児童館等の児童福祉施設、合わせましてこども園とも連携を取りながら、子どもに対する対応はしてきたのですが、町として金銭的な部分についてはいろいろな情報等収集をしていますけれども、今検討中であります。

ただ、国の支援の中でやれる部分がある分についてはやっています。各施設に対してのコロナに係る予防策等も積極的にやっておりますけれども、子育て世帯にかかる部分については、まだ検討中であります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 3番目にお伺いした点だけ、再質疑をいたします。

子育て世帯に関する部分については検討中だということから、現状において、その議論自体考えがないということではなくて、情報収集等によって検討をしてい



るという理解をいたしました。当然のことながら学校の休校が長く続いていることによって、子育て世代の負担、例えば収入減というものはなかったとしても、負担が増えていたり、それに伴って不安が増えているという声は多分町内の方々からも上がっていて、その辺については耳にされていることもあるとは、推測するところでございますけれども、その辺について検討中というところであれば、どういう声をもってどういう検討に至っているのか、その辺詳細、具体的にお伺いしたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 国以外の独自の部分なのですが、私が所管しています各施設は当然子ども、それと特に心配なのはひとり親ですとか、どっちかって言うと強くない方々の味方であろうと考えております。

例えば、学童の月謝なのですが規則上は月、途中で入ったものは半額という形で進めていますけれども、起案の中で決裁をいただく日割り、要は来た時にしかいただかないという形で日割り、それは保護者の軽減等にもなっております。

今後、各町村等で独自に子どもの支援策等の情報も入手しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 6ページの関係で、2点ほどあります。

18節の負担金の中で6億7,960万円ということですから、4月の27日の基準日で先ほどの説明では6,796人ということで、当然この額になると思います。

1点目、お聞きしたいのはこの基準日以降に亡くなった方、町外へ転出した方、そのような方々の考え方はどうなっているのか。

それともう1点、3節会計年度職員の中のパートということでございます。先ほどの説明では行政報告等もありましたが、8月の中旬くらいまでということになってございます。この事業ですね。それでパートの方々についても、その期間が終わればそれで終わりということになるかと思いますが、もし仮にそのほかに、後処理の事務だとかそういうのが生じたのであれば、積算した中身で9月まで見ているとか8月中で終わりだとか、その辺どのようなになっているか、以上2点についてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問にお答えいたします。

私からは1点目にございました、基準日以降亡くなった方、あるいは転出された方の考え方でございますが、この給付金事業の考え方は基本的には4月27日の基準日において、住基台帳に登録されている方ということで何回か説明させていただいております。ここで登録されていた以降にお亡くなりになられた、あるいは転出された方についても支給対象ということになってございます。

従いまして、実際基準日以降亡くなられた方はいらっしゃいますけれども、その人数自体

の対象人数は変わらないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから2点目の関係について、答弁させていただきます。

今回、予算に計上しております会計年度任用職員の関係でございますが、給付事業は5月からスタートして8月まででございますが、当然その後膨大な申請書もございます。それらの処理ですとか、ほかに要する業務、そういったものもございますので、予算は6カ月分を計上しているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 質問の言葉が悪かったのか、答弁が真面目すぎたのか。

27日の基準日以降に亡くなった人についても、転出した人についても申請があれば支出するというところでよろしいのでしょうか。それをきちっと明解に言っていただければ簡単なことです。

それと6カ月ということですから、5月からですから11月いっぱいということになるのでしょうか。10月いっぱいということになるのでしょうか。その辺、明確に2点お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 大住議員の御質問でございますが、大住議員お見込みのとおりに、亡くなられた方につきましても世帯の方で相続される方がいれば、それは支給というふうになるということでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 予算に今、計上しておりますのは6カ月分、10月末まででございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号令和2年度本別町一般会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号令和2年度本別町一般会計補正予算（第3回）については、

原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第8 議案第37号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第37号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第37号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）につきまして、提案内容を説明させていただきます。

予算書の1ページを、お願いいたします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億2,758万1,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書より、説明させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

2款保険給付費、6項傷病手当金、1目傷病手当金、18節負担金補助及び交付金77万8,000円の増額補正は、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当の支給を行なうものでございます。

続きまして、3ページ、4ページをお願いいたします。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、2節保険給付費等交付金、特別交付金77万8,000円の増額補正は、歳出で申しあげました傷病手当支給にかかる特別調整交付金でございます。

以上、議案第37号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号令和2年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第38号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第38号本別町税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第38号本別町税条例の一部改正について、提案理由と概要について御説明申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、必要な税制措置を講ずるため、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布されたことによるものでございます。

第1条の改正概要ですけれども、中小事業者等に対する固定資産税の特例措置として、償却資産及び事業用家屋について、令和3年度課税に限り軽減措置を行なうもの、また設備等の導入計画にそって、機械等を取得した場合については、令和4年度まで税の軽減措置を行なうものでございます。

二つ目に軽自動車税の特例措置としまして、軽自動車購入時にかかる環境性能割の軽減措置を令和3年3月31日まで行なわれまして、固定資産税、軽自動車税の減収分につきましては全額国費で補填されます。

また、納税に関する特例措置としましては、収入に相当の減少があった事業者等に対して、住民税など町税の納期限ごとに納付時期を1年延ばすことができるなどの特例措置が設けられました。

第2条の改正概要ですけれども、個人住民税の特例措置としまして住民の福祉の増進に寄与するイベントを中止したチケットの払い戻しを放棄した場合、その金額は寄付金控除の対象になります。また新築、増改築の住宅ローン控除の適用期間が延長になってございます。

それでは、改正条例を朗読し説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町税条例の一部を改正する条例。

第1条、本別町税条例、昭和29年条例第16号の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第16項中「をいう」の次に「。第18項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

第18項、法附則第62条に規定する条例で定める割合は0、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、0とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等。

第24条、第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

第2条、本別町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第18項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例。

第25条、所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律、令和2年法律第25号。次条において新型コロナウイルス感染症特例法という。

第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払い戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例。

第26条、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中、令和15年度とあるのは、令和16年度とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から

施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号本別町税条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号本別町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第39号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第39号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

久司住民課長。

○住民課長（久司広志） 議案第39号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症に対する緊急経済対策として、北海道後期高齢者医療広域連合において、後期高齢者に対する傷病手当の支給にかかる条例等の改正が、令和2年4月に行なわれたことによるものです。

後期高齢者医療の運営主体である、北海道後期高齢者医療広域連合が、傷病手当支給要件などの規定を定め、本別町につきましては、傷病手当金支給申請書の受付についての規定を定めるため、改正を行なうものでございます。

後期高齢者医療における傷病手当の支給要件は、国民健康保険同様に、新型コロナウイルス感染症の療養のため4日以上仕事を休んでおり、休んだ期間について給与がもらえない場合に、日数に応じて手当を支給するものでございます。

支給となる対象期間は、令和2年1月1日から9月30日の間で、入院が継続しているときは最長で1年6カ月までとなります。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省

略をさせていただきます。

本別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

本別町後期高齢者医療に関する条例、平成20年条例第7号の一部を次のように改正する。

第2条第7号の次に次の1号を加える。

第7号の2、広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付。  
附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号後本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号本別町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第11 議案第40号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大和田副町長。

○副町長（大和田収） 議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症拡大で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が発出され、北海道は特定警戒都道府県に指定されました。

昨日、政府は39県でこの事態宣言を解除しておりますが、北海道はさらに継続されたところであり、外出の自粛、イベントの開催制限、施設の使用制限、休業要請が一部

解除されたものの、いまだ終息が見えない中、このような社会経済情勢を鑑み、特別職の給料を減額するため提案するものであります。

それでは制定条文により、説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

特別職の給料の減額支給に関する条例。

給料の額。

第1条、特別職の給料月額、常勤特別職の給与及び旅費に関する条例、昭和42年条例第34号第4条の規定にかかわらず、同条例別表1に掲げる町長、副町長及び教育長の給料月額からそれぞれの給料月額の5パーセントの額を、それぞれ減じた額とする。

支給の期間。

第2条、前条の規定により、給料を支給する期間は令和2年6月1日から令和3年3月31日までとする。

附則。

1項、この条例は令和2年6月1日から施行する。

2項、この条例は令和3年3月31日限りその効力を失う。

なお、今回の制定で、町長で53万370円。副町長で43万7,360円。教育長で39万9,020円となり、総額で136万6,750円の減額となります。

以上、議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について、お伺いをいたします。

まず提案理由の御説明にもありました、外出の自粛、イベントの中止、施設の休業等、こうした社会情勢を鑑みてというようなところではございましたが、この削減額について、具体的な用途の目的ですとかそういったところの想定というものは、まずあるのかどうかお伺いをいたします。

2点目でございますが、こちら5パーセントとした理由についてお伺いをいたします。

また、3点目でございますが、減額の期間を事業年度内、令和3年の3月31日とされた理由について、お伺いをいたします。

4番目でございます。この条例案を拝見して、提案の時期ですとか内容、こちらその議会のそれに呼応したものというような考えでよろしいのか。その提案に至る背景等についてお伺いをいたしたい。

以上、4点伺うところでございます。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず1点目の関係でございますけども、今は長引くことによりま



す不便な生活、中には自粛による健康被害にあわれている方への対応、生活と営業を支えることが求められていると思います。それに全力を尽くす、その方策を良いものにしていきたいというふうに私は考えております。

現在、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、総額で1兆円規模となっております。この事業の活用についても、今各課から洗い出しの作業をしております。

国のほうも第2次の補正予算を組むというような話も聞いております。本町にとって、今何が必要なのか、何を最優先にすべきかを判断し、独自の取り組みとして地域経済対策、感染拡大の防止などの経費として活用していきたいというふうに考えております。そのの一助になればというふうに考えているところであります。

2点目の5パーセントの理由でございますが、感染症がまだ終息が見えない中、いつまでこのような状況が続くのかと、このような社会経済を思うと私どもも支援策について協議をして、考え方について思案をしてきております。

先般、議員協議会終了後、議長のほうから議員としての考え方についての説明を受けたところでございます。このことを受けまして、議員、それから町理事者との共通理解で取り進めるのが最善というふうな判断をしたところでございます。

3点目の、来年の3月31日ということでございますけども、やはり終息が見えないということで、この影響をいつまで考えるかとなると、やはり年度終了後が一番いいのかなというふうに判断をして、3月31日というふうにしたところでございます。

先ほども言いましたように、議会との考え方を一緒に取り進めるというような共通理解という形で進めておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

1番目にお伺いした点でございますが、いわゆる本町にとって何が必要かというところを考えられて、地域経済の対策、または感染拡大防止予防、こうしたものに用途として考えていきたいというような御答弁をいただいたところでございます。

こちらについて、当然のことながら財源は多いに越したことはないでしょうし、多くなればなるほど、選択肢というものも広がっていくのが一般的な考え方だと思います。

その中で、議長から議員協議会終了後に考え方の説明があつて、そこで共通理解をもって進めたいというところではございましたが、当然これ予算の編成権も執行権も町長にあるわけで議会の考え方を一つの参考とするのは当然結構なことだと思いますけれども、独自にそれ以上のものやっいていこうとか、そういうような検討というものに至らなかったのか。単純に今回の議会の動きというものに呼応していったというふうなところの考え方でもいいのか。これ以上のものというものを考えていく考え方というのは提案に至る背景としてあったのかどうかについて、お伺いをいたします。

3番目にお伺いをした、減額の期間についてでございますけども、終息が見えないのに

期限を設けるということ自体が、いかがなのかなというふうに感じたところでございますが、その辺がどうやっても合理的なのかなというところが、私の理解が及ばないものですから、減額の期間についても終息が見えないのに年度とされているところについて、もう少し詳しく御答弁を求めるものでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず支援策についてでございますけども、やはり今国のほうでも多くの赤字国債、建設国債等をしながら、国民のほうにいろいろな支援策をしております。

その中で、やはり町としてもその国から、また道からの支援策等を情報を速やかにキャッチをしながら、町民のそういうふうな経済的に苦しんでいる方にいち早く届けていきたいというような部分があります。そういう部分では、まずはこのコロナ感染症につきましても、国のほうの経費、予算等を十分活用しながらというふうと考えております。

それから、期間ですけれども一応3月までという形にさせていただきましたけれども、見えない中というようにおっしゃいましたけど、確かに見えない。ただ、一応区切りとしては3月ですけれども、そのまた時点でこのような状況が変われば、まだ悪化をするだとか、先に改善したとかがなれば、その時点でまた判断をしていきたいというふう考えているところです。

3月31日でもう終わりですということではございませんので、その時点でまた再度確認をしていきたいというふうと考えております。

あと、町独自の考え方はなかったのかという部分でございますけども、これにつきましては事業の関係、それとも私どもの給料の関係、両方でよろしいでしょうか。

（発言する者あり）

まず理事者の5パーセントという部分ですけれども、これにつきましては、やはり国会議員の歳費の削減の部分と、それから各市町村の取り組み状況も協議をしてきております。その中でやはりこの5パーセントというのが、総合的に考えて判断をしたところ1番今のところベターかなと判断したところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

まず、期間の部分についてでございますけども、事業年度の3月31日というのが一つの区切りだと、そこで状況を鑑みて再度考えていくということではございました。この判断と基準となりうるものについて、どのような想定がありますか。いわゆる終息した、しないとか、それは地域とか業態とかそれぞれの立場とかによって感覚が変わってくると思うのです。そういった中で、何をもってこの状況が変わったと、改善したというふうにされるお考えなのか。判断の基準はどのように考えられていらっしゃるのかという点について、まずこの期間についてお伺いをいたします。

額の部分、5パーセントとされた部分について、国会議員の歳費の部分とかその他の各市町村というところの具体的な御答弁もいただきました。国会議員については、歳費につ

いては20パーセントという謳いがございます。

ただ、中身といたしましては期末手当等が対象になっていなかったりとか、あとはその他の支給されるもの、文通費ですとかそういったものがあるから実質上は3パーセント相当だよとかってものもあると思います。

これは率としての考え方としたら3パーセントというふうになるのかもしれませんがけれども、そもそも国会議員の歳費というのは130万円弱だったかと思いますので、額というふうに視点を変えれば少額になってくると思います。総合的に考えてベターだという御答弁もいただいたのですが、その要素となったところについて、何点か具体的にお伺いをいたしたいところです。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ただいまの御質問の答弁をさせていただきますが、自分で減額を提案して自分で答えるというのは変な話なのですけどもね。

私どもの考え方として協議をしてきたのは、何かやはり職員全体含めて頑張ろうということで、実は表では言っていないけれども職員もすでにそれぞれ商品券を作ったり、独自に町内の商店、特に対策含めて消費から、小売りから含めて、そういった対策をやっています。このほかにもまだまだやるということでありまして、それは今度特別交付金の活用の仕方など含めて、いろいろ協議をさせていただいていますし、特に職員みずから商工会含めてしっかり連携取りながら町内の窮状、現状をしっかり把握しながら、その対策について今奔走しているわけなのですが、その中で今、質問のことに限定する答弁をさせていただければ、私どもも何か一助となるようなことができないのかということで検討しました。

基本的には6カ月で、あまり長いというのもそんなに私どもも願っていませんから、なるべく早く終息することを願いながらも6カ月を一区切りとしてどうだろうと、例えば10パーセントとか15パーセント、私が例えば10パーセントだったら副町長が7パーセント、教育長が5パーセント、いろいろ検討をしてきました。その中でもどれをとっても、これが明快だということは、私どもはないなというふうに思っていますが、ただ、その中で一番先の答弁に戻りますけども、議会の中でも議員協議会が開催されて、議会の中全体でこういう形の中でこの支援策を決めていくということでもありますから、然らば私どももその中でいろいろ協議した経過もありますけども、それは議会のその方向も含めて、しっかり連携させていただくということで、それぞれ5パーセントの来年の3月31日まで、年度内ということの判断をさせていただいたということでもありますので、この辺はいいとか悪いとかっていう話は決してなりませんけども、私どもの判断で、大きな判断をさせていただいたのは議員協議会の結果のお話をいただいたということが大きな判断であります。そういうことで今回しました。

そのほかに、まだまだこれから10万円の給付金などの活用もまたさらに職員の提案で独自に、特に乳製品の消費拡大だとかたくさんの方のいろいろなメニューを考えながら、この

町内の消費また、この販売のそれぞれ窮状をしっかりと訴えながら努力させていただくということも含めてきました。

さらに昨日も、この北海道、国が基準を変えて北海道は残念ながら継続ということになりましたけども、それを含めて同じ北海道の中でも国の4分の1を占めるだけの面積を持つ北海道ですから、札幌圏内は残念ながら現状まだ終息というわけにはいかないでしょうけども、この十勝、私どもの十勝含めてもう少し前向きに、少し頑張った結果の光が見えるような子どもの対策や、またその消費のあり方、そういった飲食業のあり方などなど含めて、また振興局通じてお願いしたところでもありますので、そういうソフト面、ハード面含めて、いろいろ一日も早い日常の生活に戻れるような、そういうこの支援策含めて検討した結果そういうことで具体的に提案した部分については、特別職の給料の減額ということで、この条例を制定させていただいたことでもありますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行いません。

新型コロナウイルスの猛威については、国難とも言える状況下にあることは衆目の一致するところであります。その感染拡大防止などのために、本町においても対策本部が設置され、まさに緊急事態と認識がされます。先行きが見通せない状況はいまだ変わらず、また繰り返し述べられる町財政の厳しさについても変わりはありません。

先の臨時会において、緊急支援事業について審議可決されましたが、町内中小事業者に対する補助金交付で先行きが見通せず、不安や困難を抱えている町民に対するものではなく、これだけの措置では不十分であることは明白です。こうしたことに対して、質疑の中で検討を重ねていくというような御趣旨の御答弁をいただいたところでございますが、そうしたことであれば財源が多くて困ることは何らないというふうに考えるところでございます。

事が起きてから、事態が悪化してからではなく、あらゆる事態を想定し、できる備えを行ない、直ちに対策ができる体制の構築は防災、防疫の一丁目一番地であります。

先の臨時会において、財源は潤沢ですかという質疑に対して、潤沢とは言えないが知恵を絞っていくというような御答弁が町長からなされたところでございます。

議会、議員協議会の報告を議長から受けてというところが大きな判断の一つだということでございますが、知恵を絞るのであれば、もっともっと知恵を絞って議会上回るだ

けの姿勢を見せていただきたいというふうに考えるところでございます。

国の対策、現時点の町の独自策、これで十分ですかというふうに考えるところです。

国難、緊急事態、そうしたところでございましたら、なぜここでそうした消極的な姿勢になるのが甚だ理解できません。この国難、緊急事態に際してもそうした姿勢から、覚悟の無さ、保身というふうにしかならず自身は感じないところでございます。

町民を誰一人として取り残さない、町民と痛みを分かち合い、町民に寄り添い、町民と共に歩み豊かなまちづくりの実現に寄与するため、本議案を差し戻し、多額の財源確保に向けた再提案を求め反対討論を終わらせていただきます。

今こそ、持続可能な世界、持続可能な本別町を目指すべく、議員諸兄姉の御賢察、御判断を賜りたくお願い申し上げ、討論を閉じます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

現在、特定警戒都道府県に指定され、終息の目処が立っていないことを含め、今後どのようにコロナ情勢が変わるかわからない中、特別職の給料の減額については、コロナ災害と言えるような重大なことと受け止めていると判断いたしました。

給料の一部をさらに財源に加え、本町独自の感染症対策に使われることを求めていると思います。町民生活が回復することを願い、賛成いたします。

議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

新型コロナウイルスの猛威は国難とも言えるという中で、この国の対策、そして休業要請かけた道の対策が非常に遅れております。

その中で本町は、町内企業に対し独自の条例を制定し、支給に早まることで町民も事業者も助かっているところでございます。そういった中で今回、それにも関わらず特別職は5パーセントの給料の減額を提案してきました。これは妥当だと考え、賛成の立場で討論させていただきます。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定に

ついて、賛成の立場から討論をいたします。

先ほどからの質疑、討論等を聞いております。その中で、質疑の中でも状況が動けば、検討する旨の答弁がございました。また、議会、我々の協議会終わったのちの議長との話の中でも共通の認識を持って進むということでございます。これは本別町の町民の皆さんにとって、大きな支えになると私は認識しております。

討論に立った皆さんがおっしゃっているように、国難また十勝本別の大変な時期に議会と執行者が一つになるということは、極めて大切なことというふうに認識しております。

また、答弁でもいただいておりますように、状況が著しく変わればこれは率が5パーセント、10パーセントというようなレベルではないということも認識しているというふうに答弁の中から聞こえてくるところでございます。

従いまして、この条例案につきましては、基本的に賛成するものでございまして、議員各位の賛同を得た中で皆様をお願いしたいということを持って、私の賛成討論に変えさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第40号特別職の給料の減額支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎日程第12 発議第2号

○議長（高橋利勝） 日程第12 発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番（方川一郎）〔登壇〕 発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、

議員報酬の減額支給に関する条例を次のとおり、制定するものとする。

条例の制定内容を朗読し、説明に変えさせていただきます。なお、括弧書きは省略させていただきます。

議員の報酬の減額支給に関する条例。

目的。

第1条、国難ともいえる新型コロナウイルス感染症に対応するため、本別町における感染症予防対策を講じるための財源を確保することを目的とする。

議員報酬の額。

第2条、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、昭和46年条例第3号第2条の規定にかかわらず、それぞれ5パーセントの額を減じた額とし、その額は、それぞれ次のとおりとする。

議長、月額27万7,400円。

副議長、月額21万8,500円。

常任委員長、月額19万3,800円。

議員、月額17万5,750円。

支給の期間。

第3条、前条の規定により報酬を減額する期間は、令和2年6月1日から令和3年3月31日までとする。

附則。

1項、この条例は、令和2年6月1日から施行する。

2項、この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

なお、減額の総額は173万8,080円となります。

以上であります。議員各位の御賛同お願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定についてお伺いをいたします。

まず、額と削減率についてでございます。

案文の第2条で削減率を5パーセントとされてございます。この理由についてお伺いをいたします。

先日の5月11日開催の議員協議会においては、大きく減額、長期間に及んでということとは過去に例がないということの御説明がございましたが、これまでの議論の経緯と合わせて改めてお伺いをいたすところです。

2番目でございます。この削減率を上げて、つまりは削減率が高まるということは、当然削減する額もそれに応じて高くなるということ、つまりは目的に資するべきの財源が多くなるということでございますが、これを多くしていくことについて、この率を高めてい

くということについて何か不都合が生じるような事情はあるのか、またできない事情とかその背景というものが、まずあるのかどうかについてお伺いいたします。

3番目、期間の部分でございます。

附則の令和3年3月31日限り、事業年度を持ってということをごさいます、この期間についても議員協議会においては、いわゆる終息がしていない場合については、改めて協議をするというような御趣旨の御説明、御答弁ございましたが、先のことは想定していないというようなお話もあったというふうに理解しているところでございます。

この3月31日とされた理由と、終息したか否かについての判断は何を基準とされて、協議するか否かというところをお考えのつもりで御提案なのか、以上3点お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 5パーセントの理由ですけども、これは先般の議員協議会でも御説明させていただきました。

今回の特別給付金の関係の10万円がありますけれども、議員個々がそれを受け取る受け取らないは別としまして、それをやはり一律支給ということになりますので、その額に応じた分、それ以上になるべく減額ということになれば、やはり5パーセントの10カ月ということで、令和3年の3月31日ということで議員協議会で決定をさせていただき、また議員協議会で先般御説明したとおりであります。

それと、大きく減額すればそれ以上のことにならないかということでもありますけれども、やはり議運でもそうでありましたけれども、大きくそういう3割、4割とかそういった大きく減額するという御意見もなかったわけでありまして、そういった意味で大方の議運の委員の皆さん方と協議した結果、そういうところで落ち着いたということが現状であります。

また、コロナの関係が終息の判断はどう見ているかということでもありますけれども、やはりこれは私どもだけで判断することにもなかなか切れないのかなというふうに思いますし、当然国あるいは道の判断もおそらくあるのだというふうに思いますし、またそういったことには当然専門家の皆さんのご意見が終息宣言ということになってくるのかもしれませんが、我々はそのところ、いまだに予測をつけれるところではありませんし、そういった事情を鑑みて、まさに来年の3月31日をもって終息していない時には、また議員の皆さん方と御相談させていただくような機会を設けるように運んでいくのかなというふうに思っているところであります。

パーセンテージを、あるいは10パーセント、20パーセントというようなことを上げてはという協議と言いますか、一部そういった議運の中身もそうですけども、そういった数字も具体的には一部出ていたことも確かにあったわけですけども、議会運営委員会として最終決着を見たところはやはり5パーセントが妥当ではないかということに落ち着いたところでありまして、そのように御理解をいただきたいと思っております。以上です。



○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いをいたします。

額削減率の部分についてでございますが、当初議会運営委員会においては意見が分かれていたと、5パーセントだという強弁する方と20パーセントという案、30パーセントという案も出ていたと、それでなかなか落ち着かなかった、意見がまとまらなかったという経緯もあったとは思いますが、最終的には5パーセントということになったということでございますが、私がお伺いしているのは、これを財源の確保を目的としているのに、なぜこういう消極的な数字にされるのかということところが、少し理解ができないと。また平時ではない、国難だと、緊急事態だということらでございますが、過去に例がないからということが議員協議会でもお話がありましたけれども、こういった時だからこそ、過去に例がないような対策を講じるべく、議会としてもやっていくべきではないかなとかっていうところのお考えはないということなんでしょうかね。

それが5パーセントだという理解でよろしいのでしょうか。これについては少額というふうなお考えとかはないということの理解でよろしいのかについて、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 先ほども申し上げましたけれども、やはり当初はいろいろな御意見があつて、そこで最終的には方向性を出すということで議運の中では当然、梅村議員も傍聴されていたのでいきさつは十分御承知のことかなというふうに思います。

これが5パーセントだから消極的だとかって、そういうことの意味では私は捉えていなかったわけですし、やはり当然議会あるいは、そういったことが大きな減額云々を主張するということは、なかなかこれがまとまるということには、方向としてはなかなか難しかったのかなというふうに理解しているところでありますし、もしそういったことが当然今後、本別町ばかりではなくて多方面に影響することも非常に大きいのかなというふうに思いますけれども、そういう意味では大きく40パーセント、50パーセント等の話となるとこれは異常な事態になるのかなというふうに思いますし、当然議会としては、そういう時には国に意見書等を持って、やはり要請、要望していくというような手段になってくるのかなというふうに私は捉えているところであります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただ今の御答弁からの理解ですが、じゃあ議会が40パーセント、50パーセントというような大幅な削減というものをしていくことについては、いわゆる異常な事態になると、そういった措置については国に対して意見を述べるというようなことが適当だというようなお考えだというふうに、私自身は理解したところでございますが、理解が乏しいよ、異なるよということであれば御指摘いただければと思います。

これらについて、そのいわゆる自律権を持って我々が本町の事情を鑑みて、どうやって町民と共に歩んでいくのかということら自主的に考えていくというようなお考えはなか

ったということなのでしょう。

5パーセントというものについて、最終的には議運で落ち着いたというところがございますけれども、繰り返しになりますが、多くて困ることって何もないわけで、平時ならいざ知らず過去に例がないからとおっしゃりますけれども、緊急事態だし、国難だしというところで、ここはやはり皆でできるところまで目一杯やろうよというようなお考えはない中での、この御提案という理解でよろしいのでしょうか。

5パーセントが、やはりどう考えても適当だというようなお考えなののでしょうか。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 当然、議運の出した結論を議員協議会で先般諮らせていただいたところであります。そういった意味では、多くの議員の皆さん方からもそういった御指摘等、梅村議員もそういうお考えで当然あろうかというふうに思いますけれども、他の議員からもそういった意見も出てきていなくて、その内容で御理解をいただいて、本日の発議に至ったというふうに私は理解しているところでありますので、そういうことでその面の5パーセントの関係は御理解をいただきたいというふうに思っています。

先ほどからも申し上げましたとおり、財源としてそれは豊富にあったほうが良いのかなというふうには、当然あるのかなとは思いますが、かと言って議会がそこまで率先してコロナに対する町民の不安等々はいろいろあると思えますけれども、十分それで間に合うというふうなことだというふうに私も思っているわけではありませんけれども、今の段階でできる議会の判断としては、そのところが一番落ち着いたところの意見だというふうに集約させていただいたところでありますので、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行いません。

私自身、発議第3号同条例名にてその額における削減率を40パーセント、その期間におけるものを本別町新型コロナウイルス感染症対策本部が解散された日が属する月の末日までとするとの条例案の発議者であることから反対の立場で討論を行いません。

まず、私が考える最大の論点はその額であります。第1条の目的でも謳われているとおり、国難でもある対策を講じるための財源を確保するというところでありますが、なぜその財源をできる限り確保するよう努めないのか。削減額、削減率が多いということはすなわち町や町民のために使える財源が増えるということであり、そうした観点からこの5

パーセントは極めて少額であると、このように考えるところであります。

これまで議員協議会において、多額または長期間の削減は過去に例がないというような御説明もあったところですが、議員の中には当初より商工業者、町民の命や暮らしがかかっている、こうした認識も示されたところであります。

国難であり緊急事態である今、我々も二元代表制の一翼を担う議会議員の一員として、率先してその範を示す必要があり、そうしたところを強く感じているところであることから、この5パーセントの削減率というものは少額であるというふうに断じざるを得ません。

また、そもそもこの議員報酬というものは、その名のとおり役務に対する対価であり、給料や生活給ではない。本来議員の権利と責務である質疑の制限、時間の短縮、一般質問の取り止め、ナイター議会の中止、町民懇談会の無期限延期、そして代替方法を示さない中での傍聴の自粛などなど、やむなき事情にて本来の責務を果たせていない現状を鑑み、これらの内容が本来努めるべき責務の5パーセント相当とは到底思えません。

やるべきことができないという事情を鑑みた中から言っても、この5パーセントというものは不相当であるというふうに考えるところでございます。

よって、本条例案には反対をし、然るべき削減案額をもって今こそ町民の真に答えるべきであると、このように考えるところでございます。

以上、討論を閉じます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員。御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 発議第2号議員報酬の減額支給に関する制定について、賛成の立場で討論いたします。

緊急事態宣言による学校休業による子どもたちや教育現場での負担、町内事業者の営業自粛など特に飲食店では大きな打撃を受けております。今後もきめ細やかな支援が必要となると考えております。

議会としても、本町の財源に報酬の一部をさらに加え、本町独自の感染症対策に使われることを求めるもので、先に可決されました特別職の減額と合わせて町と議会が一体となり対策を講じていく姿勢が示されていると感じています。

削減は5パーセントと少額と捉える方もおりますが、様々な意見がある中で、協議会で概ね一致した経緯もございまして。議会や議員活動においても現在も、今後はさらに町民生活の向上に尽力できると考えております。

年度末までには、町民生活が回復し日常生活を取り戻すことを目標とし、賛成といたします。議員各位の御賛同お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員。御登壇ください。

○2番(柏崎秀行)〔登壇〕 発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほども申しましたが、国難とも言えるこの新型コロナウイルス感染症に対するためには、まずは国が国民に補償する、これが鉄則だと思っています。

その中で、本町で我々町議会議員が課せられることは、減額も然りですけども町民の意見を聞いて回り、今この町に何が足りないのか、だれが困っているのかを聞いて回り、それを政策提言するということが大切なのではないかとと思っています。

そういったことを鑑みた時に、この5パーセントの減額というのは妥当だと考え、賛成とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしく願いいたします。

○議長(高橋利勝) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで討論を終わります。

これから発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、発議第2号議員報酬の減額支給に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 発議第3号

○議長(高橋利勝) 日程第13 発議第3号議員報酬の減額支給に関する条例の制定については、発議第2号が可決したことにより一事不再議の原則により、議決不要となります。

---

### ◎日程第14 発議第4号

○議長(高橋利勝) 日程第14 発議第4号本別町選挙公報発行条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

梅村智秀議員、御登壇ください。

○3番(梅村智秀)〔登壇〕 それでは、発議第4号本別町選挙公報発行条例の制定について、提案理由の説明を行ないます。

5月11日の地域新聞一面に報道されたとおり、十勝管内で本別町含む5町村のみが関連条例がなく、これまで選挙公報の発行がなされておられません。

立候補者の公約や主張、政権などを有権者に周知し選挙時はもとより、選挙後においても政治家を判断する材料となる選挙公報は有権者にとって有益なものであることは、こと

さら述べるまでもありません。

この選挙公報を発行するため、本条例の制定を提案いたします。

それでは、案文の朗読を行ないます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町選挙公報発行条例。

目的。

第1条、この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第172条の2の規定に基づき、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

選挙公報の発行。

第2条、本別町議会の議員及び本別町長の選挙においては、本別町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、候補者の氏名、写真、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。）ごとに1回発行するものとする。

2項、前項の規定による選挙公報の発行に際して委員会及び町長が適当と認めるときは、町が発行する広報紙の一部を選挙公報にあてることができる。

掲載文の申請。

第3条、候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、委員会に文書で申請しなければならない。

発行の手続。

第4条、委員会は、前条の申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載するものとする。

2項、一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3項、前条の申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

配布。

第5条、選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して選挙の期日前2日までに配布するものとする。

発行の中止。

第6条、公職選挙法第100条第4項の規定に該当し、投票を行なうことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、委員会は選挙公報の発行を中止することができる。

委任。

第7条、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案理由を終わらせていただきます。よろしく御審議及び賛同賜りますようお願い

い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 3点ほどになると思います。

この選挙公報発行にあたり、配布の方法、校正、印刷に係る日数、全てに係る経費、その点の試算が出ているのかどうかと、これをどなたかと協議されたのか伺います。

4つになりますか、お願いいたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、藤田議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

まず1番目でございます。配布の方法についてでございますが、こちら案文にございますように、7条の委任について、条例の施行に関して必要な事項は委員会が定めるとしてございますので、そうした細やかな点については委員会に委任をするというような案文でございます。

ただ、2条の2項において広報紙の一部を選挙公報に充てることのできるということもございまして、選択肢としては諸々あるのかなというところでございます。

2番目、印刷の日数でございます。

こちらについても、どのような、どういったところに発注をするのかということに及んでくるのかなと考えますが、従来どおりというところではございましたら、例えば町内業者にとということであれば、これまでの広報紙であるとか議会だよりだとかそういうところに準じてくるかなというところではございますが、安価に早くということではございましたら、例えばインターネット等を使えば原稿を出して、例えば午前中に出せば当日中に発送されるとかそういったものもございまして、これもどういった考えで、どこに発注をしていくのかということによって変わってくるというふうに考えてございます。

3番目の質疑でございます。

経費の部分についてでございますが、当然こちらどういった配布方法にするのか、またはどのような用紙を使って、どのように刷っていくのか、白黒なのか2色なのかフルカラーなのかと、それぞれによって変わってくるというふうに考えますが、例えばこちら安価にとということでは考えていけば、4,000枚を仮に刷ると、3,609世帯4月末時点でございまして、仮に予備の部分も含めて4,000枚を刷るとということであれば、私の調べた限り1枚当たりの単価としては3.6円。4,000枚であれば1万4,470円という試算が立ってございます。

ただ、こちらについては、例えば町内商工業者を支えるという観点、または従来の方法によっていけば当然1枚あたり白黒であっても20円弱とかそういうふうになってくるのかなというところではございますので、どういう観点で発注をしていくのかということによって変わってくるというところではございます。

4番目のどなたかと協議をされたかというところではございますが、これは私自身、提案

理由の説明で申し述べたところでございますが、やはりこの地域の新聞の一面に本別町という言葉が躍り、当然内容としては褒められたものではないなというふうに、私自身政治家として考えたところでございます。

こうした機会があれば、すぐに行動を移すということを信念にもってございますので、私自身その時間的な猶予というものがございませんでしたが、私自身の判断で提案をさせていただいたというところでございます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 3点目のかかる経費についてですが、それについても今お知らせいただいたのは、配布についてだけということでしたが、選挙期間が短いということとか本町の実情を鑑みて、そういうことも含めて検討されたのかどうか、かかる経費についてもそれに関わる職員の人的なものですとか残業ですとか、かかることとなれば経費がもっともつとかかるようになると思うのですが、それを全て考えて出されたものなのかどうかもう一度伺います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 藤田議員の再質疑に対して御答弁を申し上げます。

経費の部分については、私が御答弁を申し上げた印刷費以外のものについても考えたのかという御趣旨の質疑でよろしかったでしょうか。

この辺、当然のことながらその方法とか内容によって変わってくるというところがございますが、いわゆる選挙公報を出すと、原稿については当然立候補者が提出するというところがございますし、そうしたフォームさえあればそうそう大変な作業になるというふうには、私自身は考えてございません。ただ、それはやる方の主観によって変わってくるというふうには考えますけれども、少なくともかかる経費と選挙公報というものの効果、どれだけ有益かというところを鑑みて、当然そうした労力が必要とするということは私も理解してございますが、それをもつてもなお必要とされるものだというふうに私自身は考えてございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点だけ質疑させていただきます。

この発議第4号本別町選挙公報発行条例の制定について、先ほど新聞に載ったというような発言がございましたが、本町にとってこの選挙公報がどれだけ必要かということを確認かつ詳細にお知らせ願います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 柏崎議員の質疑に対して御答弁を申し上げます。

この選挙公報が、本町においてどれだけ必要か詳細にということでございますが、提案理由で申し述べたとおりでございます。例えとして申し上げますけれども、議会活性化について、議員協議会について議論された時に、議長の立候補制というものを導入してはと、

当然その背景としては、今はそういった制度がないと、立たれる方はどういったことを考えて何をしたいのかということについて、明確にすべきだと。これについては柏崎議員、挙手されて賛成ですというような御趣旨の発言をされていたと私自身も記憶してございます。

全くこれと同じでございまして、政治家が志をもって、立起するに際してどういう考え方をもち、どういう公約を掲げていくのかということ、有権者に広く知らしめるということは、これは有権者にとって利益以外の何物でもないというふうに私自身は考えるところでございます。そういった判断の材料を与える、またはいわゆる選挙が終わったあと、当選したあとにその公約をしっかりと遂行しているのか否かということについても判断の材料となるところから、選挙時または選挙後というものについても有権者にもしっかりと判断の材料を与えるという点、またはそうしたものを持って人間ってどうしてもやはり弱いものでございます。任期4年ってある中でどうしても初心を忘れていくというようなこともきらいとしてあるのかなと感じるところでございまして、そうした自身の書いた文章とか発行したものというのを適宜振り替えて自身の襟を正して見つめ直していくということ自身も、政治家の姿勢に求められることなのかなというところでございまして、政治家及び有権者というもの、双方にとって有益なことであるというふうに考えるところでございます。

不足だということであれば、再質疑をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時12分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行いません。

まず、原案に反対者の発言を許します。

藤田議員、御登壇ください。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 発議第4号本別町選挙公報発行条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

公約や主張などを町民に広く周知することは、有権者の投票行動の判断材料の一つになると考えられますが、この発議までのプロセスとして十分ではないと思います。

人的負担や影響、経費など多角的な視点から考え、最善であるかどうか、本来選挙公報にあっては選挙管理委員会でも調査を含め協議検討されるべき、条例制定にあっては特に慎重に検討することが求められますが、それがなされていません。



意義と信頼性が高まるよう、各関係機関での協議、検討もされるべきと考えます。

以上のことから、現段階での選挙公報発行条例の制定には、反対いたします。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

柏崎議員。御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 発議第4号に関して反対の立場で討論させていただきます。

この選挙公報は本町において、任意制選挙公報であり、この条例を制定するにあたって慎重な議論が必要だと考えています。

まず、予算です。全てが公費で賄うということ、そして配布状況、どうやって配布して、どのくらい予算がかかるということを議論するべきだと思います。また、有権者において全て平等であるということ。この町には障がい者の方もおられます。そういった方にも全て平等に選挙公報をするには点訳、音訳、ふりがななどのことも考えなければなりません。

以上、この条例を制定するにあたって議論が全くされていないという中で反対をさせていただきます。なお、今後こういった議論を積んで、よりいい形の選挙公報があり、町民に有権者の情報を与えることも必要だということも思っております。

議員各位の賛同をよろしくをお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから発議第4号本別町選挙公報発行条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者1人。

よって、起立少数です。

お座りください。

したがって、発議第4号本別町選挙公報発行条例の制定については、否決されました。

---

#### ◎日程第15 同意第1号

○議長（高橋利勝） 日程第15 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件につきまして、提案の理由を説明させていただきます。

本別町固定資産評価員につきまして、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの、本町住民課長であります、久司広志さんを適任と判断し、選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるために提案をさせていただきました。

御同意をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件はこれに同意することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立11人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、同意第1号固定資産評価員選任について同意を求める件は、全会一致で同意することに決定されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（高橋利勝） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第3回本別町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後2時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年5月15日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 梅 村 智 秀